

訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【民訴・民執・保全法Ⅰ】

頁数	場所	誤	正
154	(3) ①	後記のとおり訂正	

下記テキストの訂正により、以下タイトル部分の講義動画を差し換えております。

第2編第2章 04 口頭弁論の準備3

P 154

(3) 訴え提起前の照会（132の2）

- ① 訴えを提起しようとする者（通知者）が、訴えの被告となるべき者（被通知者）に対し、訴えの提起を予告する通知（予告通知）を書面でした場合

この書面による予告通知に代えて、当該予告通知を受ける者の承諾を得て、電磁的方法（電子メール等）により予告通知をすることができる。
この場合は、書面による予告通知をしたものとみなされる（132の2Ⅳ－令和4年改正）

- a 通知者は被通知者に対し、訴えが提起された場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、相当な期間を定めて、書面により、又は被予告通知者の選択により書面若しくは電磁的方法のいずれかにより回答するよう、書面により照会をすることができる（132の2Ⅰ－令和4年改正）

※予告通知者は、被予告通知者の回答の方法について選択できるが、回答方法を電磁的方法に限ることはできない。

- b 通知者は、この書面による照会に代えて、被予告通知者の承諾を得て、電磁的方法により照会をすることができる（132の2Ⅴ－令和4年改正）

c 被予告通知者は、書面により回答するように照会を受けた場合は、書面で回答することになるが、この場合でも、予告通知者の承諾を改めて得て、電磁的方法により回答をすることができる。この場合は、書面による回答をしたものとみなされる（132の2Ⅵ－令和4年改正）

d 予告通知の書面には、提起しようとする訴えに係る請求の要旨と紛争の要点を記載しなければならない（132の2Ⅲ）

理由

※紛争の内容が妥当であるか否かの判断を可能にし、提起前の照会制度の濫用を防止する趣旨。
請求の要旨及び紛争の要点は、具体的に記載しなければならない（規52の2Ⅱ）。

e 主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項に限られる（132の2Ⅰ）

※提起前の照会制度の濫用を防止する趣旨。